

知財法務の勘所Q&A（第107回）

営業秘密管理指針の改訂について

アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業
弁護士 角田 匠吾¹

不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）は、事業活動における技術上又は営業上の情報のうち所定の要件を満たすものを「営業秘密」として法的に保護し、これを侵害する行為を不正競争行為の一類型として民事上及び刑事上規制しています。報道によれば企業における営業秘密の漏えいに関する事件は2025年に過去最多となっており²、企業や大学・研究機関等の組織は、事業上重要な情報について、万が一これらの情報が流出した場合にも差止めや損害賠償、刑事告訴等の適切な措置を取ることができるよう、これらの情報が営業秘密として保護されるような情報管理を実施することが肝要です。

2003年1月30日、経済産業省は、営業秘密として不正競争防止法による保護を受けるために必要となる最低限の水準の対策を示す指針として「営業秘密管理指針」³を作成し、その後複数回の改訂を行いましたが、2025年3月31日に、6年ぶりとなる改訂を行いました。本稿では、営業秘密に関する法制度や営業秘密管理指針の概要を改めて紹介するとともに、同指針の直近の改訂のポイントを解説します。

Q1 営業秘密とは何でしょうか。ある事業活動における技術上又は営業上の情報が営業秘密として保護されるための要件を教えてください。

A1 不正競争防止法2条6項は、「営業秘密」を、「秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であって、公然と知られていないもの」と定義しています。すなわち、ある事業活動における技術上又は営業上の情報が営業秘密として保護されるためには、①情報が秘密として管理されていること（秘密管理性）、②事業活動に有用であること（有用性）、③公然と知られていないこと（非公知性）が必要です。

1 なお、本稿は、古沢亮介弁護士の執筆協力を得ました。

2 日本経済新聞「企業の営業秘密漏洩、過去最多8割は転職・独立時に持ち出し」（2026年3月26日）（<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUD237XD0T20C26A3000000/>、2026年4月20日最終閲覧）。

3 <https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/guideline/r7ts.pdf>